

安全設備規則及び関連検査要領における改正点の解説 (救命設備関連)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている安全設備規則中，救命設備関連に関する事項について，その内容を解説する。なお，本改正は次のいずれかに該当する救命設備に適用される。

- (1) 2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される救命設備
- (2) 2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される救命設備(建造契約がない場合)
- (3) 前(1)及び(2)が適用されない船舶にあっては，救命設備の契約上の引き渡し日，又は契約上の引き渡し日がない場合にあっては実際に引き渡される日が 2026 年 1 月 1 日以降の救命設備

2. 改正の背景

救命設備の要件を定めた国際救命設備コード(LSA コード)において 2.2 章では救命胴衣の一般要件，4.4 章では救命艇の一般要件，6.1 章では進水装置及び乗り込み装置について規定しており，本会はこれらの要件を既に本会規則に取り入れている。

このうち救命胴衣の水中性能については，船員が救命胴衣を着用していたにもかかわらず溺死した事故の報告があり，IMO にて救命胴衣の水中性能に係る規定の見直しが行われた。

また，救命艇の離脱フックについても，事故の防止を目的として見直しが行われ，緊急離脱機能の有無によって事故の要因は異なることから，要求される作動性能要件の適用が明確化された。

加えて，救命艇の降下速度の見直しも行われ，船舶の大型化に伴う降下速度の増大による事故の防止を目的として，最大降下速度が明確化された。また，最小降下速度についても従来の規定では，喫水線までの高さによっていたが，船舶の大型化によって値が大きくなるという問題があったことから，上限値についても新たに設けられた。

上記については，2024 年 5 月に開催された IMO 第 108 回海上安全委員会（MSC108）において，救命胴衣・救命艇に関する事項を含む LSA コードの一部改正が，決議 MSC.554(108)として採択され，これに伴い，LSA コードに準拠している，救命設備の試験要件等を規定した決議 MSC.81(70)の改正である決議 MSC.563(108)も採択された。

このため，決議 MSC.554(108)及び決議 MSC.563(108)に基づき，関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 救命胴衣の要件に関する改正

日本籍船舶用安全設備規則 3 編 3 章 3.3.1 において，救命胴衣の水中性能に関する要件が定められている。大人用救命胴衣は，最低 12 人について試験を行い，静穏な淡水中で十分な浮力及び安定性がなければならない旨が規定されており，具体的な要件として，水中において無意識状態にある者の体を，顔を下に向けた姿勢から仰向けの姿勢であってその鼻及び口が水面上にあるような姿勢に変えるまでの平均時間は，大人用 RTD の平均時間に 1 秒を加えた時間よりも短い時間であることを規定する。

(2) 救命艇の離脱フックおよび降下速度に関する改正

(a) 救命艇の離脱フックに関する要件：

日本籍船舶用安全設備規則 3 編 3 章 3.13.7-6 ではつり索によって進水する救命艇の離脱装置に関する要件が定められている。救命艇を揚収している間の偶発的な離脱を防ぐために，フックのリセット位置に関する要求事項が定められていた。この要求事項は緊急離脱が可能であるかどうかにかかわらず適用されるように解釈される可能性があった。そのため，緊急離脱が可能なフックのみが対象であることが明確になるように改正した。

また、主に救助艇に用いられるような単一のつり索及びフックを用いる進水装置についての要件も規定している。フックは緊急離脱ができないものを使用しなければならない旨を規定した。

(b) 救命艇の降下速度に関する要件：

救命艇の最小降下速度について、喫水線までの高さによっていたものを、計算値から算出された降下速度 (m/s) もしくは 1.0 m/s のいずれか小さな値として、最小降下速度の上限値を規定した。また、最大降下速度についても、1.3m/s を超えないように規定した。この LSA コードの改正に合わせて、検査要件を定めた MSC.81(70)についても同要件が改正されたため、外国籍船舶用安全設備規則検査要領の該当部分に取り入れた。